

2008年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験 第2次審査  
試験問題

法律科目試験

（刑事訴訟法）

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法もケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは鉛筆）、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は監督者の許可を得ること）、その他監督者が特に許可したもののほかは使用できない。これ以外の携行品は、監督者の指示に従って所定の場所に置くこと。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、4枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 解答は、ペンまたは鉛筆で記入すること。
8. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
9. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
10. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示に従うこと。
11. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退出できない。
12. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
13. 携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
14. 試験時間中の飲食は禁止する。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことを認めるが、机の上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2008年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題 法律科目試験

(刑事訴訟法)

【問 題】

警察官Pは、殺人罪で甲警察署留置施設に勾留されていた被疑者Xに対し、供述拒否権を告知してから取調べを開始し、被害者の凄惨な死体の写真を示しつつ、強く謝罪を求めた上、正直に話せば起訴後保釈されるかもしれないと述べて自白を迫った。その結果、当初、否認していたXは、犯行を認めるとともに、犯行に使用した凶器であるナイフの投棄場所についても供述した。警察官Qらは、Xの供述に従って賀茂川乙橋の下を捜索したところ、同所から凶器のナイフ(1)を発見し、これを押収した。

たった今、Xが自白した旨、Pからの連絡を受けた検察官Rは、数時間後、甲警察署へ行き、Xに対し、自己が警察官ではなく検察官であることを告げた上、供述拒否権を告知し、Xの取調べを実施した。Xは、取調官が検察官であることを知って、Rに対し、Pによる取調べにおいて犯行を自白した経緯を話した。Rは、改めて「言いたくないことは言わなくてもよい」と告げて、取調べを続行した。Xが先にPにしたのと同趣旨の内容の自白をしたので、Rは、これを供述調書(2)に録取した。

Xは、殺人罪で起訴された。公判において、立会検察官Sは、関連証拠とともに、凶器のナイフ(1)及びR作成の供述調書(2)の証拠調べを請求した。

〔問1〕ナイフ(1)の証拠能力は認められるか。

また、Xの供述が得られる前から捜索班による凶器の捜索が開始されており、賀茂川乙橋の下も捜索予定区域に入っていたため、Xの供述が得られなくとも、Qらが凶器を発見した数時間後には、捜索班が凶器を発見できたといえる場合はどうか。

〔問2〕供述調書(2)の証拠調べ請求に対し、Xの弁護人は、不同意である旨述べた。

この供述調書につき証拠能力は認められるか。